

住宅取得奨励金事業 Q & A

Q 1. どのような住宅が「補助対象」となるのか？

A 1. 人の居住の用に供する家屋又家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）が対象となります。
増築部分は、対象となりません。

Q 2. 移住者の定義は？

A 2. 概ね2年以上継続して生活の本拠として町外に住所を有していた者が、町内に転入し、居住することをいいます。
また、転入後5年以内に住宅を取得するか、取得後1年以内に転入したものに限り、確認書類として「戸籍の附票」の提出をお願いします。

Q 3. 若者とは？

A 3. 若者とは、申請をした日において、満39歳以下の方としています。

Q 4. 住宅の取得とは？

A 4. 令和4年4月1日以降に建築又は購入等により、申請者自らが居住するために新たに住宅を所有することをいいます。
ただし、既に申請者が居住していた住宅を譲り受け住み続ける場合や公共事業の収用に伴い代替住宅を取得する場合等は対象となりません。
なお、共有名義の場合、共有者全てが交付対象要件に該当する必要があります。住居の所有権の確認書類として「登記事項証明書」（写し）の提出をお願いします。

Q 5. 中古住宅とは？

A 5. 新築以外の住宅となります。本町の空き家バンク登録物件も含まれます。

Q 6. 申請時に必要なものは何か？

A 6. 申請時に必要なものは以下のとおりです。

【共通】

- ・香美町住宅取得奨励金交付申請書
- ・香美町住宅取得奨励金請求書

- ・申請者の記載されている住民票（共有名義の場合は共有者全ての住民票、移住の場合は世帯員全員の住民票）
- ・住宅の位置図及び平面図
- ・住宅の取得を証する書類の写し（領収書、引き渡し書等）
- ・住宅の登記事項証明書の写し（所有権の登記がわかるもの）
- ・誓約書

【移住者】

- ・申請者及び世帯員が概ね2年以上町外に住所を有していたことを証する書類（戸籍の附票）

Q 7. 申請の時期は？

A 7. 住宅を取得して1年以内に申請していただくこととしています。

Q 8. 奨励金の移住支援加算分とは？

A 8. 町内への移住者を対象とし、住宅を取得し定住していただくにあたり、移住された世帯員数に応じて、基礎部分である定住支援分に移住支援加算分を加えた奨励金を交付します。世帯員数を確認するため、世帯員全員の記載のある住民票のご提出をお願いします。

移住支援加算分の奨励金は、1世帯50万円を限度とし、世帯員1人につき5万円（中学生以下1人につき10万円）を交付します。

【例1】 申請者は夫38歳（世帯主）、世帯員は妻36歳、中学3年生のお子さん、小学4年生のお子さん、2歳のお子さんで、町内業者の施工で新築住宅を取得し、ご家族全員で移住された場合

A 定住支援分（町内業者、若者） 30万円

B 移住支援加算分

$(5万円 \times 2人) + (10万円 \times 3人) = 40万円$

住宅取得奨励金（A+B） 合計70万円

【例2】 申請者は夫40歳（世帯主、40年間町内在住）、世帯員は妻36歳（2年以上町外在住、移住者）で、結婚を機に住宅を新築しご夫婦で居住。住宅は町内業者の施工で取得された場合

A 定住支援分（町内業者、若者外） 20万円

B 移住支援加算分（5万円×1人） 5万円

住宅取得奨励金（A+B） 合計25万円

Q9. 本事業はいつまで実施されるのか？

A9. 令和9年度（令和10年3月31日）までの実施予定です。

Q10. 申請は、工務店などに代筆・代行してもらってもよいか？

A10. 問題ありません。